

個人村民税・県民税（個人住民税）の特別徴収について

1. 特別徴収とは？

「特別徴収」とは、事業者（給与支払者）が従業員（納税義務者）の代わりに、毎月給与から個人住民税を差し引きして市町村に納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業者は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第 41 条、同条 321 条の 3）

個人住民税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があり、特別徴収ではない方が市町村から送付される納税通知書で、年 4 回に分けて納めていただく納付方法を「普通徴収」といいます。

2. 特別徴収の事務の流れ

①給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者）は、従業員の 1 月 1 日現在の住所地へ 1 月 31 日までに給与支払報告書を提出します。前年中に給与の支払いがあり、本年 4 月 1 日現在において給与の支払いを受けている人は特別徴収の対象になります。パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず要件に該当する場合は特別徴収の対象です。

特別徴収ができない従業員がいる場合、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収に該当する理由を記入するとともに、普通徴収申請書により普通徴収に該当する理由別人数をまとめて提出してください。

なお、普通徴収申請書の提出がない、または記入漏れがある場合や、摘要欄に理由の記入がない場合は、特別徴収として取り扱うこととなりますので、漏れなく記入のうえ提出してください。

②特別徴収税額の通知

毎年 5 月 31 日までに、特別徴収の年税額や月割額が記載された通知書類を特別徴収義務者（給与の支払者）あてに送付します。通知書類のうち、特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）については、各従業員へ配布してください。

③特別徴収税額の徴収と納入

事業者は、特別徴収税額決定通知書に記載された月割額を 6 月から翌年の 5 月までの間、毎月給与の支払をする際に徴収し（年 12 回）、徴収した月の翌月 10 日（土日、祝日の場合は、翌営業日）までに金融機関等で納入してください。市町村が発行した納入書により納めていただく場合は、手数料は必要ありません。

④その他

◇退職・休職・死亡・事業停止などで給与から個人住民税を特別徴収できなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を提出してください。未徴収の住民税額は、最後に支払われる給与や退職金から一括徴収していただくか、一括徴収しない場合は、従業員本人に納付書を送付して残税額を納付していただく普通徴収に変更します。

◇中途採用や復職などにより年の途中で普通徴収から特別徴収に切り替えようとするときは、「特別徴収依頼届出書」を提出してください。ただし、すでに普通徴収の納期が到来している分について特別徴収に切り替えることはできません。

※特別徴収の変更手続き等に必要な様式は「特別徴収に関する綴」を送付します。

3. 特別徴収に該当しない場合（次の理由に該当する場合は、普通徴収にすることができます）

①退職者または令和 6 年 3 月末までの退職予定者

令和 5 年 12 月 31 日までの退職者、または令和 6 年 3 月 31 日までに退職予定の方（休職者を含む）。

②給与の支払いがない月がある方

給与の支払いが隔月や季節払いであるなど毎月の支払いではない方や、繁忙期だけの勤務であるなど支払いが不規則である方。または年間の給与の支払金額が 93 万円以下の方。

③他の事業主から特別徴収されている方

貴事業所が従たる給与（乙欄）の支払いをする方のうち、他の事業所（主たる給与支払者）において特別徴収が行われる方。

※eLTAX（エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合は、上記に該当する従業員についてのみ普通徴収欄にチェックをいれてください。この入力がない場合、特別徴収となります。

4. 納期の特例について

特別徴収義務者は、特別徴収税額通知書に基づき6月から翌年5月まで毎月天引きした税額を翌月10日までに市町村へ納入しなければならないこととされていますが、給与の支払いを受けるものが（村内外を問わず）常時10人未満である場合に、市町村に申請して承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。（納期の特例は、申請により6月から11月までの給与徴収分を12月10日まで、12月から翌年5月までの給与徴収分を翌年6月10日までの年2回の納期限で納入できます。）

5. 特別徴収不履行の場合

市町村から指定を受けた特別徴収義務者が特別徴収を行わない（納入の不履行を含む。）場合、以下の処分の対象となることがあります。

◆ 滞納処分（地方税法第331条）

特別徴収義務者の財産に対し、調査・差押え

◆ 脱税に関する罪（地方税法第324条第3項）

10年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれを併科

6. 特別徴収に関するQ & A

Q 1. 「特別徴収義務者」とは何ですか。

A 1. 「特別徴収義務者」とは、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員の住んでいる市町村に納入する義務がある事業者（給与支払者）のことをいいます。

Q 2. 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A 2. 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った徴収手続に、ご理解とご協力をお願い致します。

Q 3. 全ての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A 3. 従業員の給与から所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、原則、従業員の住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

Q 4. 全ての従業員（パート・アルバイトを含む）を特別徴収しなければならないのですか？

A 4. 前年中に給与の支払いを受けており、当該年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている従業員は、原則として特別徴収の対象になります。ただし、前頁「3. 特別徴収に該当しない場合」の各項目に該当する人は除きます。

Q 5. 普通徴収を希望している従業員はどうしたらよいですか。

A 5. 特別徴収義務者は、法定要件に該当する全ての従業員の個人住民税を特別徴収の方法により納入する義務があり、従業員が個々に納付方法を選択することは認められません。

Q 6. 普通徴収対象者がいるのですが、南阿蘇村提出用の普通徴収総括表を使用しないで給与支払報告書を提出した場合どうなるのですか。

A 6. 普通徴収（特別徴収に該当しない）となる理由が確認できない場合、退職者及び乙欄該当者を除き、すべての従業員を特別徴収対象者として扱います。

Q 7. 所得税が課税されない場合は個人住民税も課税されないのですか？

A 7. 所得税と個人住民税では税額の計算が異なりますので、所得税が課税されなくても個人住民税は課税される場合があります。

Q 8. eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する場合、普通徴収はどうしたらよいですか。

A 8. 前頁「3. 特別徴収に該当しない場合」の各項目に該当する従業員の給与支払報告書のみ「普通徴収」欄にチェックを入れて提出してください。「普通徴収にチェックが入っている」又は「退職日が入力されている」従業員は普通徴収となり、それ以外の従業員は全て特別徴収となります。

Q 9. 特別徴収税額通知書が送付されても特別徴収を行わない場合（不履行の場合）はどうなるのですか。

A 9. 特別徴収義務者に督促状が発付され、それでもなお不履行が続くときは、特別徴収義務者の滞納税額（延滞金を含む。）に対する滞納処分が行われるほか、場合によっては脱税の罪に問われることがあります。また、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。